

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

甲佐町長 甲斐 高士

市町村名 (市町村コード)	甲佐町 (43444)
地域名 (地域内農業集落名)	下横田地区 (下横田・浅井)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月27日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・米・飼料作物が主要で2戸の畜産農家が主体となった農業経営が行われている。
【下横田】
・地区内では専業農家3戸で、他は兼業農家であるが、その中で農地の維持や自家米栽培のために後継者になり得る可能性がある農家が3～4軒はいると思われるので、農地集積と並行して営農を続け、農地の保全や環境に配慮した営農を続けていきたい。
・入り作が多い(約40%)ため、地域だけでの集約や意志統一は難しい面がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米作においては、耕畜連携等により有機栽培米農業に切り替え、団地化を進める。
(地元に畜産農家があるため、相互の利益になる様に)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農業振興地域の農用地区域と農業生産の中心となるエリアを農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。
・保全、管理等のエリアについては、地域で慎重な協議を重ね、必要な場合は適切に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
下横田・浅井地区については、平地で耕作条件も良いため中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、目標地図に沿った農地の集積、集約化を進める。農地バンクの機能を活用し、新たな受け手いる場合は、集積がスムーズにいくよう、機構と調整を図りながら取り組む。
(3) 基盤整備事業への取組方針
S50～58 県営甲佐地区圃場整備事業 区画整理 実施済。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
水田地帯については、米・飼料作物が主要作物である一方で、花きなどの集約型農業の取り組みもある。今後は新たな担い手への集積・集約化についても取り組み、多種多様な経営体の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
カントリーエレベーター、米・麦の乾燥・保管の委託、施肥・消毒作業の委託、米の苗作りの委託等。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②地区の特産物である米作を段階的に有機・減農薬・減肥料米に切り替えていく。
 ⑦多面的機能支払事業を利用して農地・用水路等の保全・管理に取り組み、長寿命化に努める。
 ⑨生産されたWCS・牧草等は畜産農家に供給し、家畜排泄物由来の堆肥は有機農業に取り組む生産者に供給する。